

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員
の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年十二月七日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一五―一五―一六

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線
を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付
した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（年次休暇以外の休暇） 第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合 には、非常勤職員に対して当該各号に定める期</p>	<p>（年次休暇以外の休暇） 第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合 には、非常勤職員（第六号に掲げる場合にあつ</p>

間の有給の休暇を与えるものとする。

一〇六 (略)

七 非常勤職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 人事院が定める期間内における連続する五日の範囲内の期間

2・3 (略)

附則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

ては、人事院の定める非常勤職員に限る。) に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一〇六 (同上)
(新設)

2・3 (同上)